

八重教学第 427 号
令和 2 年 5 月 22 日

保護者 各位

八重瀬町教育委員会
教育長 諸見里 勲
〈 公 印 省 略 〉

通学バス使用料(4・5月分)免除について(通知)

平素より、本町教育行政にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

本県での新型コロナウイルス緊急事態宣言の解除をうけ、5月21日より町立小中学校が再開しました。

通学バス運行については、新型コロナウイルス感染拡大予防対策への準備期間のため5月25日からの再開となっております。

臨時休校や緊急事態宣言に伴う保護者様の子育てに係る負担増大を受け、本町教育委員会としましては通学バス使用料(4・5月分)について下記のとおり免除といたします。

記

期間：令和 2 年 4 月～令和 2 年 5 月

金額：片道 1,000 円，往復 1,500 円

- ・すでにバス使用料(4・5月分)をお支払い済みの方については返金させていただきます。
- ・返金には、返金先の口座情報が必要となります。
- ・対象者については、本町教育委員会より通知文が届きますので、口座情報をご記入の上、同封されている返信用封筒で返送してください。

以上

八重瀬町教育委員会
学校教育課 学務指導係
担当：津嘉山
TEL：098-998-7571
FAX：098-998-7623